



新しい地域づくりに向けた木更津市立公民館

の整備計画について（答申）

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

木更津市社会教育委員会議

まえがき

木更津市社会教育委員会議は、木更津市教育委員会より「新しい地域づくりに向けた木更津市立公民館の整備計画について」（平成 24 年 10 月 11 日付木教生第 111 号）の諮問を受けて以来、答申（案）作成検討小委員会を設置し、調査研究を進めるとともに審議を重ねた結果、次の結論を得たので答申いたします。

検討にあたっては、次の 3 点を基本的な視点とし、公民館を取り巻く教育環境の変化と木更津市の抱える課題に留意し検討をいたしました。

なお、教育委員会におかれましては、今後必要な行政上の措置をとり、積極的にこの答申の趣旨の実現を図るよう要望いたします。

検討の基本的な視点

- I 地域活動の拠点となる公民館～今後の公民館の配置計画
- II 公民館の老朽化に伴う整備について
- III 公民館の今後の展開について

はじめに

“公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする”（社会教育法第 20 条）（資料＊1）とあるように、地域住民の交流や絆を深める重要な役割を担っています。そのためには、その地域の住民が使いやすく、集まりやすい場所に設置されていなければなりません。

木更津市の公民館配置は、昭和 48 年の木更津市基本構想(資料＊2)にうたわれた“地域に公民館（中学校区単位）を配置して市民の生涯教育の拠点とする”を基本として、一中学校区に一公民館を配置してきました(資料＊3)。そして、各地域における課題の解決に向けた総合的な社会教育事業を実施してきました。この成果は大きく評価されるべきであると考えます。今後、さらに地域の教育力を高め、新しい“地域づくり”“まちづくり”を推進していくためにも、この配置理念を維持しながら、人口増加に伴う新たな小・中学校の配置計画などを勘案した公民館の配置が必要であると考えます。

また、公民館は地域コミュニティ形成の拠点施設として、地域社会の課題や要求を把握し、学習機会を提供していかなければなりません。地域の連携を図るためには、公民館を中核として学校や地域関係団体・組織との連携を一層推進し、さらに、行政機関や地域における民間施設などとのコーディネートをする役割が重要となってくると思います。特に、地域の課題は、その地域によって大きく異なっています。課題解決のため、積極的に“地域づくり”“まちづくり”を推進する必要があります。

そして、公民館は地域住民や地域団体によって支えられていますが、公民館事業の実施や学習相談・情報提供など、公民館に携わる職員の資質は重要な要素です。「公民館の設置及び運営に関する基準（平成 15 年 6 月 6 日文科省告示第 112 号）」（資料＊4）では、第 8 条に“公民館の館長及び主事には、社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとする”としていますが、木更津市ではこの“職員”にあたる人材を、“社会教育主事有資格者”を採用し配置してきました。この職員体制もやはり大きく評価するべきと考えます。

I 地域活動の拠点となる公民館～今後の公民館の配置計画

1. 人口急増地区における公民館の配置と公民館対象エリアの編成

(1) 現在の木更津市立公民館の配置状況と対応

木更津市は、東京湾アクアラインの社会的効果により、首都圏近郊への通勤等の利便性が高まり定住化が進んできました。今後、請西地区・ほたる野地区や羽鳥野地区を対象とする文京公民館・東清公民館や八幡台公民館は利用者数が増加し、新住民対象事業の充実が求められてくると思います。

また、金田地区は金田東地区における大型商業施設の充実に加え、金田西地区の宅地造成も進み、これからの地域開発状況を考えると将来の大幅な人口増が予想されます。

一方、木更津第二中学校区には桜井公民館と文京公民館が配置されているなど、一中学校区に2つの公民館が配置されている状況もあります（波岡中学校区の波岡公民館・八幡台公民館、富来田中学校区の富来田公民館・富岡公民館）。該当する公民館の対象地区は、生活圏あるいは旧地域コミュニティの実情を反映し、それぞれの小学校区などを主な対象地区としているので、今後も地域の状況を考慮しながらの運営を求めます。

さらに、学区編成の関係で4小学校区では、対象地区に複数の公民館が配置されている状況もあります（西清小学校区の中央公民館・西清川公民館、祇園小学校区の西清川公民館・東清公民館、波岡小学校区の波岡公民館・畑沢公民館、請西小学校区の文京公民館・清見台公民館）。“公民館報”等の配布や主催事業、文化祭・地区住民会議への参加などとともに、災害時の避難区域なども考慮して整理する必要性も考えられます。

(2) 新しい公民館建設・生活圏内における公民館設置

新興住宅地の造成・整備等により、住民の定住化が促進されると、住民からの要望としてインフラ整備が求められてくると予想されます。特に、新しい居住地域での人間関係づくりやコミュニティ形成、さらには生涯学習活動への参加意欲の高まりの中で、教育文化施設の設置は大きな課題です。また各種届出等の利便性を向上させるため、行政サービスを提供する機能を併設することも必要となってくると思います。

地域住民にとって公民館は身近であり、そこには住民自身の学習要求や地域課題が解決できる内容を持っていることが必要です。木更津市の公民館は中学校単位に設置されているため、地域住民の身近な位置にあるといえるでしょう。

木更津市としても、教育文化施設の建設などのインフラ整備計画は、住民に教育サービス・行政サービスを提供する上で、必要だとの認識はあると思いますが、長引く経済不況の折、次々と施設を新築したり増改築したりすることは困難であると思います。しかし、さらに定住化を促進し、地域住民の絆を深め、市民意識や郷土意識を醸成していくためには、新しい“地域づくり”“まちづくり”を行う中核施設として、公民館を配置していくことは必要です。

現在、車社会の進展や新興住宅街の形成により、公民館への来館状況も変化しつつあります。特に、請西地区は人口が急増し、構成人口も比較的若い世代が多く占めており、ほたる野地区・羽鳥野地区にもその傾向は見られますので、公民館においては、地域住民の年齢構成に応じた方向性や課題の掌握に努めた事業計画づくりや、「親から子へ 子から孫へ、各世代を繋いで木更津で暮らせる”地域づくり “” まちづくり”」を推進するよう要望します。

さらに、請西地区等の人口急増地区や金田地区等の急激な発展が見込まれる地区へは、新しい“地域づくり”“まちづくり”を担う公民館として、地域の拠点となる機能を盛り込み、子育て支援機能・高齢者支援機能や地域の防災拠点機能などを備えた、複合的な機能を有する公民館の建設を検討することが必要であると考えます。そして、公民館の建設計画を進めるにあたっては、地域住民の意見を反映させることはもちろんですが、小学校区や中学校区の再編成も踏まえて、適切に処置されるよう要望します。

Ⅱ 公民館の老朽化に伴う整備について

1. 公民館の改修

(1) 老朽化した公民館の対応

木更津市には現在 16 の公民館がありますが、そのほとんどが昭和 50 年代に建てられた公民館です。建築後約 20 年経過した公民館については、順次空

調設備関係を中心に大規模改修工事が実施されていますが、未実施の公民館が鎌足公民館・富岡公民館・西清川公民館・波岡公民館の4公民館あります。また、大規模な改修はもちろんですが、高所水銀灯の交換などの小破修繕や機器メンテナンスにも留意する必要があります。各公民館は、壁のひび割れや壊れた雨どい・水銀灯など予算措置がままならず、現状を余儀なくされているところが多いようです。そして、空調設備に限らず、外壁塗装や雨漏り等の不具合も顕著になりはじめ、さらに自動ドアやエレベーターの設置など施設のバリアフリー化への取り組みも緊急な課題です。

公民館は、高齢者の利用が多いため、玄関口などにスロープを設置するなど段差の解消が進められていますが、富来田公民館・桜井公民館を除いた公民館はエレベーターが設置されていないため利用者、特に高齢者は非常に不便に感じています。

当面は、利用者への利便性を高めるため、公民館施設改修の年次計画を定めることによって、段階的に適宜施設の改修に努められるよう求めます。特に、エレベーターなどの設置は、高齢者や障がいを持つ利用者への配慮に加え、全ての公民館利用者への大きなサービスの提供になりますので、施設改修の際は充分に考慮されるよう要望します。

(2) 地域住民が利用しやすい環境を整備する

公民館駐車場の狭隘さは、特に都市部に位置する公民館では大きな問題です。中央公民館をはじめ十分な駐車台数が確保されていません。

また、木更津市では65才以上の市民が31,333人（平成25年2月1日現在 木更津市年齢別人口集計表より）（資料＊5）と23.81%を占め、高齢化が進行しています。高齢者に限らず全ての利用者が徒歩で公民館に行ける状況でもありません。自家用車で来館する利用者が増加している現実があります。

駐車場用地の確保につきまして、不足している都市部の公民館では、近隣に駐車場として利用可能な土地が少なく、確保が難しいと思いますが、地域関係機関等の協力を得ながら、計画的に確保するよう求めます。

2. 公民館耐震診断と耐震化工事

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、地震対策・津波対策への対応が喫緊の課題となっています。災害時の避難所でもある公民館の耐

震化について、早急に配慮していかなければなりません。新耐震基準で建てられていない昭和 56 年以前に建築された 7 公民館の内、中央公民館は今年度耐震診断が実施されました【参考：IS 値（建物全体の耐力や粘りを表す構造耐震指標）0.34】。実施されていない岩根公民館・鎌足公民館・中郷公民館・文京公民館・八幡台公民館・金田公民館の 6 公民館については、平成 25 年度以降早急に耐震診断されるよう望みます。また、診断の結果 IS 値が低く、耐震補強工事が必要な場合は速やかに実施するとともに、公民館が地域の避難施設であることを考慮し、文部科学省の基準である IS 値 0.7 以上を確保されるよう要望します。

Ⅲ 公民館の今後の展開について

1. 木更津市の公民館の果たす役割

（1）地域力を高めるための公民館事業

公民館の事業は、住民の実際生活に即し実施されなければなりません。地域課題に対応した公民館事業の充実を図っていくことは当然ですが、家庭や地域の教育力の低下など社会的課題に対応した事業への展開も、求められるようになってきました。地域の実情や要求に応じて、民間等では提供されにくい分野の事業の実施などを図っていくべきであると考えます。公民館は、これまで果たしてきた社会や地域の変化に対応した新たな要求や課題に、積極的に応えていくことが求められていると思います。

木更津市における公民館事業を検証した場合、市民講座や家庭教育学級、小学生を対象としたサタデースクールなど、魅力的な講座も多数実施されています。このような事業の充実を進めるとともに、高齢化社会に対応した事業や子育て支援事業への取り組みなど、時代の要請に適応した事業の推進に加え、若者や成人男性、団塊の世代へのアプローチは、今後の公民館活動を支える上で大きな課題となってくると思います。

特に、各公民館で開催されている「市民講座」（資料＊6）などでは、住民の教養を高める内容に加え、地域の課題や生活課題など地域と密着した内容が盛り込まれています。このような学級・講座の実施に当たっては、地域住民が積極的に企画やプログラムづくりに参加・参画し、職員と共に運営されるよう提案します。

（２）住民との協働による事業展開

公民館が“地域づくり”“まちづくり”を推進していくためには、公民館職員とともに地域住民が前面に立つ必要があります。公民館を利用し実践するのは住民ですが、公民館を支えるのも住民です。

特に、子育ての拠点となる活動や地域の方々の集う場としての活動を推進するためには、保育園や学童保育所と連携することで子育て支援事業の一層の充実が期待できると思います。また、一人世帯の高齢者も増加しており、仲間づくりや人間関係を希望する高齢者への学習支援、福祉ボランティアやボランティアグループとの連携も、有効な手段となってくると思います。

公民館にはオープンスペースなど自由に利用できる場所もありますので、そこに高齢者や子どもたちが自由に集う“サロン”的なスペースの活用も必要です。この“サロン”のボランティアに、特に団塊の世代の参加を図られるよう要望します。

こうした住民との協働による事業を推進していくためには、民間組織や地域のボランティア活動、木更津市の行政組織の枠を超えて、各分野の担当職員や地域住民が連携を強化していくことが必要です。その方法の一つとして“公民館ボランティア”の養成を提案します。学校支援ボランティアの方々の多くは公民館の利用者でもあります。このような方々を公民館ボランティアとして組織化することに加え、特に高校生や大学生が自分達の趣味や日頃の活動を通じ、その場に小中学生が参加できるようなシステムを作ることによって、公民館を中核に子どもたちと若者の繋がりが深まり、さらに世代を超えた交流が深まることが期待できます。

（３）地域住民への情報の提供

公民館では、地域住民への情報伝達手段として、それぞれの公民館の対象エリアを中心に“公民館報”の発行や、木更津市のホームページで事業の周知などを図っています。

最近、インターネットの普及など、新聞等の“紙媒体”から“電子媒体”に情報伝達手段が大きく変化してきました。特に、若者世代の多くは、日常生活に多機能携帯電話（スマートフォン）を使用しています。また、一般家庭においてもインターネットを通じた情報収集が一層推進していくと思います。

このような情報提供システムが日常生活に大きく浸透していく中で、公民館における提供のあり方も今後考慮されるよう求めます。

もちろん情報伝達手段が変化しても、公民館は、地域の情報収集・情報発信の中核であり、“公民館報”は地域住民への重要な情報提供手段です。そのためには、公民館職員と共に地域住民を交えた編集委員会の設置等により、公民館報が発行されるよう要望します。

2. 公民館を支える職員体制の充実

(1) “地域づくり” “まちづくり”を支えるための専門職員の配置

公民館が地域と連携し、“地域づくり” “まちづくり”を進める役割を果たしていくためには、公民館職員の役割は一層重要になるでしょう。地域の拠点施設である公民館には、社会教育主事資格を有する職員の配置など最低複数名の常勤職員が必要であり、館長も含めて3名以上が望ましいと考えます。

しかし、近年はこうした社会教育主事有資格者の採用がなく、現在も鎌足公民館・富岡公民館には専門職員が配置されていません。また、職員数は館長を含めて3名体制ですが、常勤職員が1名の公民館が、文京公民館・東清公民館・岩根西公民館・西清川公民館・桜井公民館の5公民館あります。このような状況では教育サービス・行政サービスの維持・推進は困難と考えます。

現在、市全体の人事配置計画では時間がかかるかもしれませんが、木更津市の公民館運営を向上し、先に提言したように、未来に向い新しい“地域づくり” “まちづくり”を推進するためには常勤職員を複数含む3名体制で公民館事業を推し進めていくことを求めます。

(2) 指定管理者制度について

指定管理者制度は、平成15年に地方自治法の一部改正により、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するために設けられた制度です。

しかしながら、指定管理者制度は財政削減のみが表面化し、職員の削減や事業の縮小化など本来の制度導入目的にそぐわないケースが目立ちはじめ、また指定管理期間が3年間と短いことから、受託する指定管理者も継続的な

事業実施が難しく、安定的な職員の確保が出来づらい状況になるなど、その弊害・問題点も指摘されてきました。平成 23 年度の文部科学省社会教育調査（資料＊7）によると、平成 23 年 10 月 1 日現在、公立の社会教育関係施設のうち、指定管理者制度を導入している「公立の施設数に占める割合」は、前回調査（平成 20 年度）と比較して、23. 4%から 26. 2%へ 2. 8 ポイント上昇していますが、その伸び率は鈍化しています。施設の種類別をみると、文化会館が 53. 7%で最も高く、青少年教育施設 38. 5%の順になっています。公民館は 8. 5%（前回：8. 2%）と最も低く、指定管理者も“地縁団体等”の「その他」の団体の割合が多いことも特徴となっています。

したがって、公民館は地域コミュニティ形成の拠点であり、特に専門的知識を有する社会教育主事の配置は、社会教育活動の発展・充実のためには不可欠です。そのような職員が配置される公民館が、目的を持って計画的・継続的な事業の展開を実施することで大きな効果が期待できると思います。そのためには公民館は直営の運営を維持することが必要で、指定管理者制度の導入はなじまないものと考えます。

おわりに

私たち住民の学習する権利は、憲法で保障されています。この権利を保障し、住民に提供することが公民館の役割の一つです。

住民は、地方自治の中核を担う“地域づくり”“まちづくり”の実践者です。公民館はこうした住民の力を活かし、協働しながら、新しい“地域づくり”“まちづくり”を進めていかなければなりません。

そして、公民館は住民にとって安全な施設でなければなりません。利用者への安全を条件とした整備をする必要があります。

平成8年度から開催された「木更津市公民館のつどい」では、平成23年度の第15回公民館のつどいの中で、これまでの話し合いの蓄積をもとに、“きさらづの公民館の素敵なおとこ”として次のように整理しています。

- ・ 人と人をつなぐところ
- ・ 市民と向き合ってくれる職員がいる公民館
- ・ 家から近いところにある公民館
- ・ 無料で利用できる公民館
- ・ 学びあい、心を豊かにしていくところ
- ・ 地域とともに歩んでいる公民館
- ・ 地域で生きるきっかけをくれたところ

木更津市では、長年かけて住民にとって“素敵なおとこ”の環境を作ってきました。これからも住民の財産である公民館を整備されていくことを要望いたします。

資 料 集

第五章 公民館

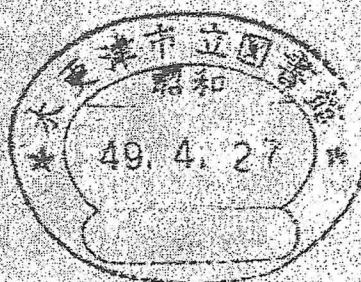
(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

貴重資料

木更津市基本構想

昭和48年3月



木更津市



所得水準の向上と教育思想の普及によって目標年次には高校教育は義務教育化するのが必然であろう。殊に人口の急増が予想される本市では、高校施設の需要が激増する。このため、市立高等学校の新設を検討するとともに、県立高校の新・増設を誘致する。

また南房総の中心都市として、海洋、環境、生命科学、流通経済等木更津の立地・風土・伝統を生かした高等教育（大学）・研究機関の設置を推進し、教育文化の高度化と個性化の拠点を形作る。

⑥ 教育費負担の軽減と奨学制度の拡充

学校運営・施設整備等市民の教育費負担を軽減する。

経済的理由により上位教育進学困難な者に対し、奨学金制度を拡充し、市民の教育普及を援助する。

⑦ 社会教育制度の確立とその充実

市民が社会の進展に正しい判断力を持ち適応できるよう社会教育制度の確立と充実を図る。

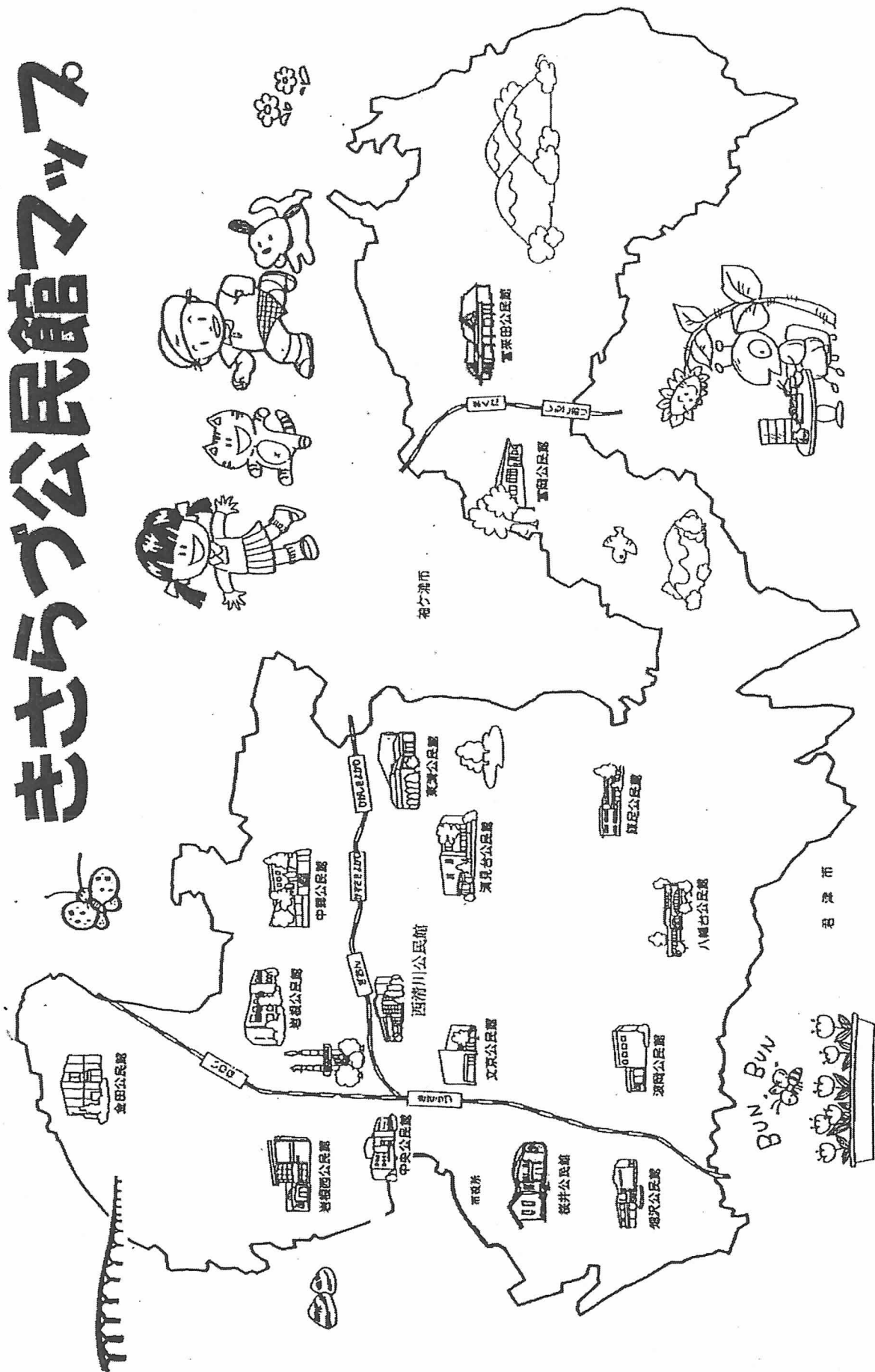
社会教育は、青年団・婦人団体等各種社会教育集団の組織的運営を助長・育成することを基本とする。

社会教育活動の要諦は、指導者と施設の充実が並行しなければならない。組織的な指導者の育成と活動の「場」となる施設の設置計画を推進しその実現をはかる。近代的な総合社会教育センターを核とし地域に公民館（中学校区単位）を配置して市民の生涯教育の拠点とする。

また、各施設には専門の担当職員を配置し、社会的連帯・目他共存の生活意識を普及・涵養するとともに日常的な活動を通して社会教育活動の実践を推進する。

⑧ 青少年教育施設の新設促進

青少年の健全育成を実践するための施設“青少年自然の家（仮称）”“勤労青少年ホーム”等の建設を促進する。そこでは、自然環境の中で規律ある集団訓練と協同生活の経験を通して、自主的な活動と自治の精神を涵養することを主眼とする。

[illegible]

公民館の設置及び運営に関する基準

(平成15年6月6日 文部科学省告示第112号)

(職 員)

第8条 公民館に館長を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事その他必要な職員を置くよう努めるものとする。

2 公民館の館長及び主事には、社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとする。

3 公民館の設置者は、館長、主事その他職員の資質及び能力の向上を図るため、研修の機会の充実に努めるものとする。

年齢	男	女	計
0	558	551	1,109
1	604	533	1,137
2	636	545	1,181
3	615	569	1,184
4	594	564	1,158
5	574	565	1,139
0歳～5歳	3,581	3,327	6,908
6	646	571	1,217
7	601	618	1,219
8	587	591	1,178
9	662	603	1,265
10	637	603	1,240
11	622	565	1,187
12	604	620	1,224
6歳～12歳	4,359	4,171	8,530
13	641	581	1,222
14	654	616	1,270
15	620	582	1,202
16	703	627	1,330
17	628	614	1,242
18	659	560	1,219
13歳～18歳	3,905	3,580	7,485
19	637	609	1,246
20	653	599	1,252
21	577	562	1,139
22	643	625	1,268
23	640	596	1,236
24	668	583	1,251
25	705	631	1,336
26	690	661	1,351
27	804	719	1,523
28	788	732	1,520
29	799	721	1,520
30	843	721	1,564
19歳～30歳	8,447	7,759	16,206
31	818	802	1,620
32	836	736	1,572
33	891	795	1,686
34	914	824	1,738
35	976	932	1,908
36	1,012	870	1,882
37	1,058	899	1,957
38	1,146	1,007	2,153
39	1,182	1,083	2,265
40	1,273	1,042	2,315
41	1,182	1,019	2,201
42	1,101	1,041	2,142
43	1,006	963	1,969
44	999	898	1,897
45	925	871	1,796
46	720	556	1,276
47	870	752	1,622
48	833	739	1,572
49	794	771	1,565
50	771	689	1,460
31歳～50歳	19,307	17,289	36,596

年齢	男	女	計
51	790	654	1,444
52	766	736	1,502
53	771	725	1,496
54	786	726	1,512
55	735	691	1,426
56	858	708	1,566
57	836	790	1,626
58	813	783	1,596
59	840	874	1,714
60	981	931	1,912
61	1,005	931	1,936
62	1,056	1,045	2,101
63	1,119	1,250	2,369
64	1,124	1,207	2,331
51歳～64歳	12,480	12,051	24,531
65	1,203	1,295	2,498
66	918	997	1,915
67	676	765	1,441
68	862	997	1,859
69	1,036	995	2,031
70	968	946	1,914
71	974	940	1,914
72	796	860	1,656
73	704	713	1,417
74	636	637	1,273
75	628	770	1,398
76	583	660	1,243
77	561	665	1,226
78	477	578	1,055
79	472	491	963
80	420	554	974
81	355	505	860
82	367	481	848
83	291	463	754
84	240	403	643
85	227	357	584
86	172	339	511
87	129	325	454
88	119	235	354
89	97	235	332
90	54	177	231
91	58	187	245
92	50	182	232
93	24	113	137
94	23	84	107
95	15	55	70
96	9	50	59
97	9	35	44
98	5	30	35
99	2	18	20
100	2	10	12
101	2	10	12
102	2	5	7
103	0	1	1
104	0	1	1
105	1	0	1
65歳以上	14,167	17,164	31,331
総計	66,246	65,341	131,587

平成24年度 岩根市民講座（まとめ）

1. 全体テーマ “地域の力” を考える ～すみよいまちは誰がつくるのか～

2. 趣 旨 昨年の東日本大震災を機に「地域での支えあい」への関心が各地で増加しています。しかし、住民参加を促す方法や住民のつながりをいかに作るかなど、課題も上がってきています。いま、あらためて“地域の力”が見直され、そのあり方が問われています。

そこで今年度の岩根市民講座は、「“地域の力”を考える～すみよいまちは誰がつくるのか」を全体テーマに、“地域の力”とは何か。地域の助け合いやつながりの重要性、地域コミュニティのあり方について考えます。また新たにまちづくりの視点をプラスし、すみよいまちづくりに一歩踏み出すために何をすべきか、私たち地域住民ができることは何かを、グループでの話し合いなども通して考えていきます。

3. 日程・内容等（全4回）

回	期 日 (曜)	テ ー マ ・ 内 容	講 師 (出席者数)
1	10月13日 (土) 13時30分～ 16時00分	■開講式(館長挨拶・趣旨説明等) <u>地域住民によるすみよいまちづくり</u> ～だって、自分のまちだから～ ◇講義：まちづくりとは何をめざすのか、他 ◇グループ学習：地域の課題は何かを考える	NPO 法人千葉まちづくりサポートセンター 副代表 鈴木優子 氏 (出席者17名)
2	11月10日 (土) 13時30分～ 15時30分	<u>市民協働のまちづくり？木更津市で何が始まる？</u> ～木更津市がめざす公民館を中心とする地域自治の充実に向けた制度づくりとは～	市企画課協働推進班 班長 齋藤 晃 氏 (出席者17名)
3	12月15日 (土) 8時45分～ 16時00分	<u>防災体験学習施設見学と交流</u> ・東京臨海広域防災公園「そなエリア東京」 ・3.11避難所になった浦安市当代島公民館から学ぶ（昼食は、ホテルランチバイキング）	各施設職員 市生涯学習バス使用 (出席者21名)
4	1月26日 (土) 13時30分～ 16時00分	<u>「地域の課題を共有し、私たち住民に何ができるか考えてみよう」</u> ～住民が“参加する”まちづくりの一手法を体験する～ ◇ミニ講義：まちづくりの第一歩をどう踏み出すか ◇グループ学習：地域の課題の解決策を出し合う ■閉講式（館長挨拶）	NPO 法人千葉まちづくりサポートセンター 副代表 鈴木優子 氏 理事 原田正隆 氏 (出席者23名)

4. 参加対象 岩根東地区の成人男女 30名程度（参加申込者27名）

5. その他 ・今年度の岩根市民講座は、4月に募集した企画委員会参加者6人の企画委員と公民館職員が5月から8月まで話し合いを行い、内容等を考えました。

・主催：木更津市立岩根公民館 木更津市高柳3-2-1 TEL・fax0438-41-1184

平成23年度 文部科学省社会教育調査

7 指定管理者別の施設数

全ての施設種で指定管理者制度の導入は増加しているが、その伸び率は鈍化。

区 分	(施設)									
	計	公民館 (類似施設 含む)	図書館	博物館	博物館 類似施設	青少年 教育施設	女性教育 施設	社会体育 施設	文化会館	生涯学習 センター
公立の施設数 (社会体育施設は団体数)	53,827 (55,088)	15,393 (16,561)	3,249 (3,140)	728 (704)	3,525 (3,467)	1,023 (1,101)	278 (281)	27,479 (27,709)	1,743 (1,741)	409 (384)
うち指定管理者導入施設数	14,088 (12,897)	1,315 (1,351)	347 (203)	159 (134)	1,052 (965)	394 (369)	88 (78)	9,706 (8,855)	936 (874)	91 (68)
公立の施設数に占める割合	26.2% (23.4%)	8.5% (8.2%)	10.7% (6.5%)	21.8% (19.0%)	29.8% (27.8%)	38.5% (33.5%)	31.7% (27.8%)	35.3% (32.0%)	53.7% (50.2%)	22.2% (17.7%)
地方公共団体	147 (122)	8 (-)	1 (-)	- (-)	24 (24)	10 (7)	- (-)	95 (86)	9 (5)	- (-)
一般社団法人・一般財団法人 (特例民法法人を含む。)	5,794 (5,972)	286 (263)	52 (51)	117 (110)	520 (526)	150 (169)	34 (34)	4,038 (4,200)	550 (581)	47 (38)
会社	3,870 (2,772)	92 (62)	223 (107)	31 (18)	212 (177)	87 (72)	7 (4)	2,957 (2,142)	244 (175)	17 (15)
NPO	1,123 (801)	33 (24)	44 (29)	4 (3)	73 (48)	49 (38)	22 (17)	846 (602)	46 (37)	6 (3)
その他	3,154 (3,230)	896 (1,002)	27 (16)	7 (3)	223 (190)	98 (83)	25 (23)	1,770 (1,825)	87 (76)	21 (12)

(注)1. 「指定管理者」とは、地方自治法第244条の2第3項に基づき管理者を指定している場合をいう。

2. ()内は平成20年度調査の数値である。

3. 岩手県、宮城県及び福島県の数値を含んでいる。

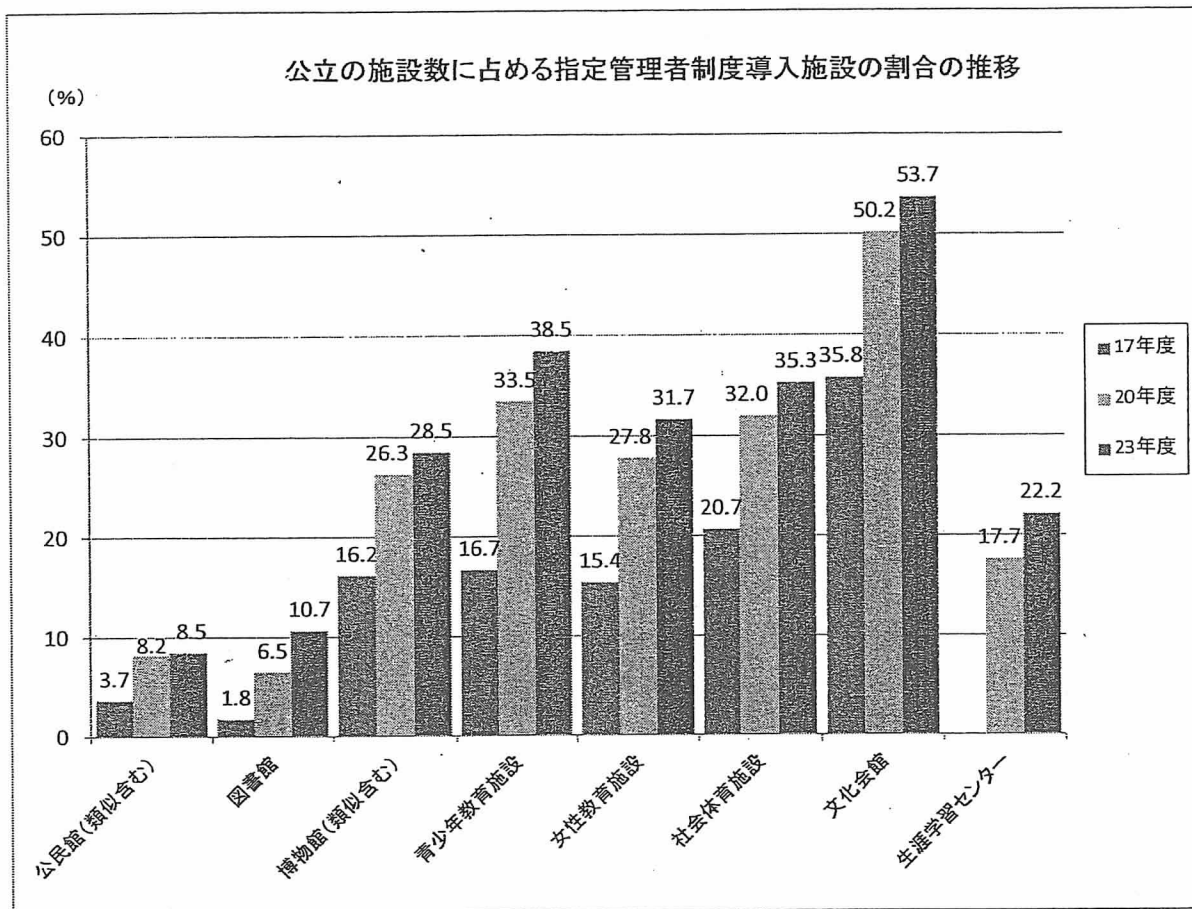
■指定管理者制度の概要

指定管理者制度とは、平成15年9月に地方自治法が改正され、公の施設の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定して、その施設の管理を代行して行わせることができるという制度である。(地方自治法第244条、第244条の2参照)

※法人その他の団体とは、株式会社などの民間営利事業者やNPO法人、その他の団体などのことであり、指定を受ける者に制限はない。

(参考) 指定管理者制度導入施設の割合の推移

全ての施設において、指定管理者制度導入施設の割合は増加している。



木教生学第111号

木更津市社会教育委員会議議長 蘇我 芳章 様

新しい地域づくりに向けた木更津市立公民館の整備計画について（諮問）

このことにつきまして、社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）
第17条第1項第2号の規定により、別紙理由を添えて諮問します。

平成24年10月11日

木更津市教育委員会 教育長 初谷 幹夫



(理 由)

木更津市では、一つの中学校区に一つの公民館を配置する基本計画の中で、市内16の地区に公民館が設置され、社会教育・生涯学習活動の拠点施設として地域住民の学習を支援してきました。

東京湾アクアラインの社会的効果により、金田地区に大型商業施設がオープンし、また市内各地で新興住宅地の整備が進み、在住人口の増加・新たな生活圏ができるなど、最近の変化には著しいものがあります。このような中で、木更津市立公民館には新しい地域づくり・街づくりに係る施策の実現に向けて、一層の役割の充実が求められています。

しかしながら、本市の公民館は昭和50年代から平成初期に建設された公民館が多く、施設の老朽化による公民館設備改修はもとより施設のバリアフリー化や駐車場の整備などが喫緊の課題となっております。

このことから、社会教育・生涯学習の拠点施設である公民館の重要性を再認識するとともに、市民に対する学習機会の提供や学習活動への支援体制の充実を図るために、公民館を整備していくことが急務であると考えられますので、木更津市社会教育委員会に諮問いたします。

(検討の視点)

1. 公民館の配置について

- ・人口及び開発急増地区における公民館の配置と公民館対象エリアの編成

2. 公民館の老朽化に伴う整備について

- ・公民館耐震診断と耐震化工事
- ・老朽化等による公民館設備改修

3. 公民館のあり方について

- ・地域づくりを担う公民館経営
- ・指定管理者制度について

木更津市社会教育委員会議答申（案）検討小委員会会務報告

期日	内容	時間	会場
平成 24 年 10 月 11 日	社会教育委員委員会議第 2 回定例会 (諮問)新しい地域づくりに向けた木更 津市立公民館の整備計画について (木教生学第 111 号) ○答申（案）検討小委員会の設置	13 : 30 ～15 : 45	市民総合福祉会館 第 1・2 研修室
11 月 7 日	第 1 回答申(案)検討小委員会 ○委員長、副委員長選出 ○今後の日程について ○諮問について検討	18 : 30 ～21 : 00	中央公民館 3 階 第 2 講習室
12 月 5 日	第 2 回答申(案)検討小委員会 ○木更津市の公民館の現状について ・公民館職員からヒアリング ・施設の老朽化等の検討	18 : 30 ～21 : 00	中央公民館 3 階 第 2 講習室
12 月 18 日	第 3 回答申(案)検討小委員会 ○答申(案)素案について検討 ・公民館の耐震化について ・複合施設の検討	18 : 30 ～21 : 00	中央公民館 1 階 談話室
平成 25 年 1 月 23 日	社会教育委員委員会議第 3 回定例会 ○答申(案)について中間報告	15 : 30 ～17 : 00	木更津ビューホテル
2 月 5 日	第 4 回答申(案)検討小委員会 ○答申(案)素案について検討 ・公民館無料の原則 ・オープンスペースの活用	18 : 30 ～21 : 00	中央公民館 3 階 第 2 講習室
3 月 6 日	第 5 回答申(案)検討小委員会 ○答申(案)素案について検討 ・詳細案の検討及び用語の検討	18 : 00 ～20 : 30	中央公民館 3 階 第 2 講習室
3 月 26 日	社会教育委員委員会議第 4 回定例会 ○木更津市教育委員会へ答申	14 : 30 ～16 : 30	市役所 4 階会議室

答申案検討小委員名簿

(敬称 略)

No.	委員構成	所属等	氏 名
1	学校教育の関係者	木更津市小中学校長会	伊藤 孝
2	社会教育の関係者	木更津市子ども会育成連絡協議会	榛澤 敦子
3		木更津市青少年相談員連絡協議会	平野 博之
4		木更津市P T A連絡協議会	石井 徳亮
5		木更津市立公民館運営審議会	青木 健
6	家庭教育の向上に 資する活動を行う 者並びに学識経験 のある者	学識経験者	蘇我 芳章
7		学識経験者	李 程英
8		学識経験者	地曳 昭裕
9		学識経験者	内田慎一郎

木更津市社会教育委員名簿

任期：（平成23年4月1日から25年3月31日）

No.	委員構成	所属等	氏 名
1	学校教育の関係者	木更津市小中学校長会	伊藤 孝
2		木更津総合高校	野中 洋子
3		清和大学	平田 和世
4	社会教育の関係者	木更津市各種婦人団体連絡協議会	石田 恭子
5		木更津市子ども会育成連絡協議会	榛澤 敦子
6		木更津市青少年相談員連絡協議会	平野 博之
7		木更津市青少年補導員連絡協議会	宮崎 清
8		木更津市PTA連絡協議会	石井 徳亮
9		木更津市文化協会	宮崎 恵子
10		木更津ユネスコ協会	武田 正次
11		木更津市立公民館運営審議会	青木 健
12	家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者	家庭教育	平野 則子
13		家庭教育	吉田 裕子
14		学識経験者	蘇我 芳章
15		学識経験者	李 程英
16		学識経験者	地曳 昭裕
17		学識経験者	内田慎一郎
18		学識経験者	石村比呂美

